

医療的ケア児の保育に関する 横須賀市での取り組みについて



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
→ 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

○横須賀市の状況

<医療的ケア児 受け入れ>

令和7年2月現在

年度	受け入れ園	医療的ケア児看護師配置	受け入れ
令和3年度	太田和こども園	○	○
令和4年度	太田和こども園	○	○
	鴨居保育園（公立）	×	○
令和5年度	太田和こども園	○	○
	鴨居保育園（公立）	×→○	○
	中央こども園（公立）	×	○
令和6年度	太田和こども園	○	○
	鴨居保育園	○	○
	中央こども園	×→○	○
	家庭的保育室	○	○

○現在までの市内の受け入れの流れ

I ガイドラインについて

～令和4年度

- ・市として特に明確なものはなかった。

令和5年度

- ・子育て支援課として、作成に取り掛かる。

令和6年度～

- ・すでにガイドライン案に沿った状態で入園相談を開始。
- ・令和7年度に正式に公表予定



《ガイドライン（案）》

- ・ 基本的事項
- ・ 医療的ケア児受け入れまでの流れ
- ・ 利用開始後の対応
- ・ 保育提供にあたって留意すべき事項
- ・ 安全管理について
- ・ 関係機関との連携について

（様式）

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ①医療的ケア等を実施するにあたっての確認事項 | ⑥医療的ケア指示書（医師） |
| ②保育所等の利用に関する医療的ケア等確認書 | ⑦食事の提供における指示書（医師） |
| ③医療的ケア児童状況書 | ⑧医療的ケア児の保育に関する同意書 |
| ④申込児童に関する意見書（医師） | ⑨医療機器等預かり同意書 |
| ⑤保育のめやす | ⑩医療的ケアに関する主治医意見書（医師） |

※現在見直し作業中

Ⅱ 入園相談・決定について

～令和 3 年度

- ・特別な窓口はなく、通常の入園申請と同じ手続き。保護者から園へ入園希望が出されてきていた。
- ・見学等も保護者が直接施設へ問い合わせていた。
- ・すでに受け入れていた園へ希望が集中し、入園を断る判断も、それを伝えることも施設長が行わなければならなかった。



令和 4 年度～

- ・入園の相談の段階で、子育て支援課が窓口となる。
- ・入園係・保育係がまずは保護者からの相談を受け聞き取り、受け入れ園の状況で、連絡調整をし、個別対応をする。
- ・令和 6 年度はガイドライン案を活用しながら、受付から入園決定までを、子育て支援課で行った。

※令和 6 年度相談件数...約 8 件

見えてきたもの

【医療的ケア児支援法成立前】

医療的ケア児の保護者は、24時間在宅看護以外の
選択肢が少なく、復職も預けることもあきらめていた。

【現在】

他都市も含め、少しずつ受け入れ園が増えていることも
あり、できるだけ離職せず、保育園等で預かってほしい。

○それぞれの課題



< 保護者 >

- 情報（受け入れ園、入園方法等）の少なさ
- 「保育園に入れないと復職できない…」という不安



< 施 設 >

- 受け入れ態勢の整備が困難（ソフト・ハード面）
- 情報の少なさからくる職員の不安



< 行 政 >

- ガイドラインの策定・周知不足
- 看護師確保
- 専門機関との連携

○今後の取り組み

- ・ 相談しやすい体制づくり
- ・ 関係機関との連携の強化
- ・ 医療的ケア児についての理解の促進
- ・ 受け入れに関するガイドラインの策定と周知

参考：社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育士会
「医療的ケアを必要とする子どもの保育実践事例集」

